

シリーズ②

「公共施設の見直しをどう進めるか.

はじめに

- ■これまで新上五島町では、厳しい財政状況を克 まいりました。 服するため、行財政改革大綱や財政健全化計画 全化に向けたさまざまな行政改革に取り組んで 建設事業費の大幅な見直しを行うなど、財政健 を策定し、人件費や公債費を抑制するとともに、
- これらの取り組みの結果、財政健全化計画の前 円の行革効果を達成し、当初の計画を上回る基 半となる平成十八年度からの二年間で二十六億 筋が見えてまいりました。 源の確保が可能となるなど、 事業費の枠の拡大や、戦略的・重点的な事業の 計画の改訂版では、これまで縮減してきた建設 字団体への転落の危機を回避することができま 金の造成や町債残高を削減するなど、何とか赤 予算措置を行い、新町のまちづくりのための財 した。また、昨年度見直しを行った財政健全化 確かな再建への道
- の市町と比べると、依然、厳しい状況が続いて しかしながら、新上五島町の財政状況は、県下 続する必要があります。 費の削減や、公債費の抑制などの取り組みを継 おり、今後も改革の手を緩めることなく、人件
- また、今後は公共施設の統廃合や民営化、民間

- えています。 残された行革課題を着実に実施し、財政再建へ 委託の推進など、そのあり方の見直しを行い、 の道筋をより確実なものとする必要があると考
- 今回は、公共施設の見直しをどう進めるかにつ いてお知らせいたします。

町内の公共施設の現状はどうなっ

- また、市町村合併に伴い旧町毎に保有していた 本町における公共施設の数は、道路・漁港など をもった施設が重複し、その結果として、住民 類似の施設をそのまま引き継いで来たことによ で、既に設置の意義が薄れた施設もあります。 情勢や経済環境などが大きく変化しているなか あります。このような公共施設の中には、老朽 箱モノ施設や公園などの施設が約六百三十箇所 の施設を除いて、町が維持管理を行ういわゆる 化に伴いほとんど使われていない施設や、社会 ひとつの町として考えた場合に、同じ機能
- があるのですか? なぜ公共施設の見直しを行う必要

を多く抱えているのが現状です。

の利用が少なく維持管理経費が嵩む不採算施設

住民の皆様が必要な行政サービスを受けるため には、身近に公共施設があった方が便利なので

> りません。 かなど、その施設のあり方を考えなければな いのか、今後も施設としての維持が必要なの 用しやすい施設にするためにはどうすれば良 ります。このような施設は、住民の皆様が利 用できない施設をそのまま残すには問題があ あまり利用されていない施設や古くなって利 すが、施設の維持には一定のコストがかかり、

- また、合併に伴い同じ目的や機能をもった類 さらに、現在町では、職員数を段階的に削減 を計画的に行う必要があります。 目標を達成するためにも、公共施設の見直し する定員適正化に取り組んでいますが、この ど、その適正配置を考える必要があります。 町内のどこにあった方がふさわしいのかな 要なのか、全体のバランスを考えた場合に、 を考えたときに、どの程度の規模の施設が必 似の施設については、新町の規模や地形など
- か。 公共施設は将来どうなるのです
- 住民の皆様の身近にある公共施設が、将来ど ます。 うなるのかについては、できるだけ早くその 方向性をお知らせする必要があると考えてい
- まずはじめに、公共施設のあり方を見直すに 効活用と適正配置」を目指して取り組むこと 向性を示した基本方針を策定し、「施設の有 あたって、その基本的な考え方や見直しの方

単に施設を廃止するのではなく、必要な利用者 としています。 利用率の向上につながる対策を講じたうえで、 の廃止を考えるとともに、残された施設には、 設との統合を前提とした施設の廃止や一部利用 サービスを維持しながら、可能なかぎり類似施

このような方針のもと、今後、地域や関係の皆 様との協議を行いながら、具体的な施設の方向 性を検討してまいります。

利用者サービスをより充実することが必要で

また、個々の施設の見直し方針については、平 います。 策定し、住民の皆様にお知らせすることとして 成二十六年度末までの取り組み方針を施設毎に 定めた「公共施設の見直しに係る実施計画」 を

公共施設の見直 のですか。 しは、 いつ決まる

*個々の施設の見直しの方針は、「公共施設の見 設の運営状況や町の施設が果たすべき役割を検 設定することとしています。 その手順やスケジュールを取り組み目標として 実施する見直しの内容を具体的に明らかにし、 証したうえで、いつ、どのように見直すのか 直しに係る実施計画」により、その時期を明ら かにすることとしていますが、まずは個々の施

くださいますようお願いします。

▼この実施計画の策定時期は、今後、地域や関係 の皆様との協議を進め、 町議会にもご報告した

> がら、平成二十一年三月までに策定することと しています。 ト等の活用により住民の皆様のご意見を頂きな 地域審議会への諮問や、パブリックコメン

低下するのではありませんか。 施設がなくなって住民サービスは

前述のとおり、施設の見直しにあたっては、 検討してまいります。 ら、住民の皆様が利用しやすい施設となるよう して、利用率の向上につながる対策を講じなが 統合を前提とした廃止や機能の一部廃止を目指 止ありきではなく、可能なかぎり類似施設との

公共施設の見直しについては、何かとご心配や 新町にとって今必要なことは、これまでの行革 ては、住民や関係団体の皆様のご意見をお聞き 検討してまいります。また、その実施にあたっ できる限り必要な行政サービスを維持しながら が、「施設の有効活用と適正配置」を目指して、 ご不便をお掛けすることもあるかと思います 通れない重要な課題です。 の継続と事業の選択と集中であり、施設の見直 しながら進めてまいりますので、 しについても、その取り組みのなかで避けては 何卒、ご理解

旅援各附制度 7月1日から スタートしました

この制度は、新上五島町にゆかりのある方、「心のふるさと」 と思っていただける方に「ふ 「寄附」というかたちで、応援していただく制度です。 るさとを応援したいし という気持ちを お寄せいただいた寄附金は基金 7つのメニューの中から使い道を決め、 寄附していただき、 に積み立て管理します。

寄附をされた方は、確定申告等をされますと、税の控除が受けられます。 第1号の寄附をいただきました。 なお、東京都品川区にお住まいの方から、 ありがとうございました。

> **☎**53-1113 まちづくり推進課地域づくり班 問い合わせ

